

岐阜市福介号外  
令和2年3月24日

各有料老人ホーム設置者様

岐阜市長 柴橋正直  
(公印省略)

### 有料老人ホームに係る事業変更の届出の徹底及び留意事項について（通知）

日頃は岐阜市の介護保険行政に対し、御支援並びに御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、老人福祉法第29条第2項により、**有料老人ホームの設置の届出をした者は、同条第1項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に岐阜市長に届け出なければならないこととされております。**しかしながら、これまで変更事項を適切に届け出ることなく、未届けとなっている事例が見受けられたほか、届出された場合も、記載内容の不備や添付書類の確認が十分にできていない場合があります、**再提出をお願いする場合も見受けられております。**

つきましては、有料老人ホーム事業の**内容に変更があった場合は、必ず期限までに届出いただきたいと存じます。**また、**変更の届出に当たっての留意事項等**を取りまとめ、以下のホームページ欄に掲載しますので、**ご確認いただくとともに、適切に御対応いただくよう、お願いいたします。**

#### ※ホームページ掲載場所

岐阜市ホームページ>組織別索引>介護保険課>事業者の皆様へ  
>事業者の皆様へのお知らせ>令和元年度>有料老人ホームに係る事業変更の届出の徹底及び留意事項について

岐阜市今沢町18番地 岐阜市役所  
福祉部介護保険課 支援係 岩城、渡邊  
TEL : 058-214-2093 (支援係直通)  
FAX : 058-267-6015  
Email : kaigo@city.gifu.gifu.jp